

次世代育成支援対策推進法に基づく

「一般事業主行動計画」の策定について

斜里町農業協同組合
代表理事組合長 平田 隆雄
(平成29年3月30日制定)

次世代を担う子供たちが健やかに生まれ育つ環境を充実させることを目的として、国、地方公共団体、企業、国民が一体となっていく取組（次世代育成支援対策）を進めるため、それぞれの果たすべき役割などを定めた「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。当組合においても、同法の施行に伴い「一般事業主行動計画」を策定いたしましたので、公表いたします。

「一般事業主行動計画」

職員が仕事と子育ての両立をすることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行い、次世代育成支援を通して地域に貢献できるJAとして歩んで参ります。

1. 期 間

平成29年4月1日～平成32年3月31日までの3年間

2. 内 容

目標1：子供が生まれる際の父親の休暇、子育て目的の休暇等の取得を奨励する。
対策1：管理職会議及びグループウェア等を利用しての周知・啓蒙活動を行う。

目標2：仕事と子育てとの両立支援のため、総実務労働時間の短縮に努め、職員の健康保持と日常業務における業務生産性の向上を図る。
対策2：所定外労働を削減するため、各職場単位または個人単位で週1回、定時退所日を設け、定時退所を励行する。

目標3：インターンシップを通じた地元若年層への就労活動支援を積極的に行う。
対策3：ハローワークや高校等への呼びかけ及び受入を推進する。

以 上